

保険・年金・福祉

町の国民健康保険税率についてお知らせします

広島県の市町国民健康保険では、将来的に同一の所得水準・世帯構成であれば、県内のどこに住んでいても同一の保険税となる『保険税水準の完全統一』の実現を目指しています。現在、令和12～17年度の間での実現を目指して調整を行っています。

町の国民健康保険税収納必要額について

広報くまの2月号「町の国民健康保険の診療費の現状についてお知らせします」で案内したとおり、国民健康保険の被保険者数、1人あたりの診療費はともに減少傾向にあります。

しかし、県の試算によると、令和8年度の1人あたりの保険税収納見込額(※)は、下表のとおり159,957円となり、令和12年度には204,679円になる見込みです。

したがって、『保険税水準の完全統一』のため、令和12年度に町見込額が県試算額に追いつくようにすると、1人あたりの保険税収納必要額(町見込額)は、令和7年度を基準に、毎年約6.45%上昇させる必要があります。

【表】保険税水準と1人あたりの保険税収納必要額 (単位:円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
県試算額		159,957	170,130	180,950	192,458	204,679
+約6.36%(対前年度)			(+10,173)	(+10,820)	(+11,508)	(+12,221)
町見込額	149,786	159,447	169,732	180,679	192,333	204,679
+約6.45%(対前年度)		(+9,661)	(+10,285)	(+10,947)	(+11,654)	(+12,346)

※保険税収納必要額とは、国民健康保険税として収納する必要がある金額のことです。納付金や保険事業などに要する支出金額の合算額から、県支出金などの特定財源(収入)を減じて算出します。

町の国民健康保険税率の改定見込について

診療費の保険者負担分をまかなうために、今後も、保険税率を上げざるを得ない状況です。令和8年度においては、9,661円の負担増(上表太枠部)が見込まれています。

※保険税率の改定については4月号での案内を予定しています。

☎税務住民課保険年金グループ ☎820-5604

障害者手当の支給についてお知らせします

障害者手当は、重度の障害(身体、知的または精神)により、日常生活において常時の介護を必要とする人などを対象に支給を行います(所得制限などがあります)。

	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当
対象者	障害があるまたは長期にわたり安静を必要とする病状であるため、日常生活で常時介護を必要とする20歳未満の児童	国民年金法1級程度の重度の障害または身体障害者手帳1・2級程度の重複障害があり、日常生活において基本的な動作のほとんどに介護を必要とする在宅の20歳以上の人	重度の障害状態にある20歳未満の児童を、在宅で監護する父母または父母に変わって監護する人
支給月額(4月から)	16,560円	30,450円	1級:58,450円 2級:38,930円
支給月	5・8・11・2月		4・8・11月

※認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。

☎社会福祉課 ☎820-5635

『福祉タクシーの乗車券』を交付します

重度障害者(児)の社会活動を支援するため、令和8年度分の福祉タクシー乗車券を交付します。

なお、4月1日(水)以降は、令和7年度分の乗車券(緑色)はご使用いただけませんので、社会福祉課へ返還してください。

福祉タクシー乗車券について

・1枚で500円の助成ができる券です。交付枚数は申請月によって変動します(最大30枚)。

【使用期限】4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

交付申請について

☎3月23日(月)から

☎以下のいずれかをお持ちの人

・身体障害者手帳(1級または2級)の所持者

・療育手帳(AまたはA)の所持者

・精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者

☎障害者手帳

☎社会福祉課 ☎820-5635

-年金事務所からのお知らせ-

国民年金に関する相談は、事前予約でスムーズに

年金事務所の窓口などでの年金請求の手続きや受給している年金についての相談は、事前予約をご利用ください。予約することで、スムーズな相談ができ、相談内容にあった職員が事前に準備のうえ対応します。

予約相談について

電話またはインターネットから予約できます。

【予約専用電話番号】0570-05-4890



☎「予約相談について」詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください

☎広島南年金事務所 ☎253-7710、税務住民課保険年金グループ ☎820-5604

お知らせ

くまのファミリー公園でバーベキューしませんか?

3～11月は、くまのファミリー公園で、ピザ窯を使った本格ピザ作りやバーベキューなどができます。家族や友人との楽しい思い出づくりに、ぜひご利用ください。

利用について

利用希望者は、3日前までにケンシン熊野体育館(旧町民体育館)へ使用申請書をご提出ください。

☎9:00～17:00(利用期間中毎日)

☎¥バーベキュー炉・ピザ窯 1炉につき1,000円/日

☎ケンシン熊野体育館(旧町民体育館)

☎854-7695

(教育総務課社会教育グループ)



『こども誰でも通園制度』が始まります!

『こども誰でも通園制度』は、保育所などに通っていない生後6か月～満3歳未満の幼児が、月一定時間であれば保育所などに通園できる制度です。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

利用について

【実施施設】☎くまの中央保育園(萩原1-6-18)

【利用時間】10時間/月

※月の利用時間が残っていても、翌月へ繰り越すことはできません。

☎国システム(こども誰でも通園制度総合支援システム)からお申し込みください。

※3月中旬から申請受付の開始を予定しています。



☎町ホームページはこちら



☎子育て支援課 ☎820-5623